

徳島県人権条例（仮称） 制定に向けた基本的な考え方

1. 制定の背景と目指すべき社会像

◆ 多様化・複雑化する人権課題への対応

同和問題をはじめ、ネット上の誹謗中傷や性の多様性への無理解など、時代とともに変化する課題への的確な対応が急務。

◆ 「人権尊重の共生社会」の実現

あらゆる人が差別を受けることなく個人として尊重され、多様性を認め合いながら互いに支え合う社会を目指す。

2. 3つの基本理念

① 個人の尊厳と平穏な生活の保障

いかなる不当な差別も受けず、良好かつ平穏な生活を確保される権利の尊重。

② 多様性の受容と相互支援

県民一人ひとりが互いの個性の違いを認め合い、連携・協力して支え合う関係性の構築。

③ 主体的な社会参画と自己実現

全ての県民が自らの意思で社会に参画し、能力を発揮して自分らしく活躍できる環境整備。

3. 社会全体で担うべき役割と協働

【行政】 県の責務

施策を総合的かつ計画的に策定・実施。国や市町村、関係機関等との緊密な連携協力。

【地域】 県民の責務

多様性への理解を深め、家庭・地域・職場・学校などあらゆる場で主体的に共生社会づくりに寄与。

【経済】 事業者の責務

人権を尊重し、多様性を認め合うための職場環境の整備や必要な措置の実施。

【教育】 教育関係者の責務

人権尊重の共生社会づくりを目的とした教育活動の主体的な推進。

4. 今後の施策の方向性

◆ 基本方針の策定

県の取り組みの指針となる「基本方針」を新たに策定し、行政・社会全体が一体となった施策を強力に推進。